

令和3年11月5日発行 通巻264号(発行/一般社団法人 西新井法人会)

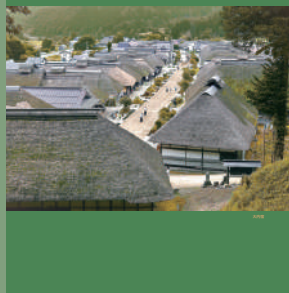
西新井法人会報

NISHIARAI HOJINKAI

2021
11
Vol.264



大内宿



表紙●大内宿
撮影●永田 一雄
(梅田第一支部)

目次

巻頭コラム“鳳” 「西新井大師と西新井法人会」 第4組織委員長 松岡 隆司	2
第45次会員増強運動について 第10代会長 安江 文博	3
第45次会員増強運動月間にむけて 第8組織委員長 諏訪 法和	3
令和3年度 「税を考える週間（11月11日～17日）」 関連行事予定	4
社会貢献委員会 「未使用タオル」回収協力をお願い	5
税制委員会 税制講演会 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)について 西新井税務署 6～7	
西新井税務署からのお知らせ	8～9
西新井法人会簡易保険会からのお知らせ	11
東京税理士会	15
足立都税事務所からのお知らせ 東法連・法律相談	16
警察だより 消防署だより	17
催しものインフォメーション 決算法人説明会・新設法人説明会 表紙のことば／編集後記 税務無料相談室	18

巻頭コラム



小川 節子 書

西新井大師と 西新井法人会

第4組織委員長

松岡 隆司

私たちの街には、有難いことに悠久の歴史と尊厳ある西新井大師があります。心のよりどころとして多くの老若男女が「お大師様」と親しみ参拝しております。

私は、この西新井大師と空海と法人会について書いてみようと思います。史実に補うところがありましたらご容赦ください。

正式名 五智山 遍照院 總持寺

宗 派 真言宗 豊山派

本 尊 十一面観音菩薩(頭上に十一の顔を持つ観音様で、すべての人を救う)

創 建 伝承 天長3年(826年)

時 代 平安時代前期(第53代 ^{じゅんな} 淳和天皇、823年即位)

開 祖 伝承 空海(774年6月15日～835年4月22日)

札 所 関東三大師(西新井大師・川崎大師・千葉県香取市 観福寺)

関東八十八箇所 特別霊場

関東三十六不動 26番

東国花の寺百ヶ寺 東京1番

文化財 国宝 鋳銅刻画蔵王権現像(東京国立博物館寄託)

重要文化財 絹本着色弘法大師像

銅鐘 ほか

空海について

空海は804年に唐にわたり、正統の真言密教僧の恵果和尚と出会い、密教を学びました。天皇と20年の約束で渡ったが恵果和尚より日本にて密教を広めるよう教示され、806年に帰国して真言宗を興しました。

816年、第52代 嵯峨天皇より高野山を賜り、金剛峰寺の堂塔の造営に着手しました。823年1月19日、空海50歳の時、嵯峨天皇より東寺(教王護国寺)を下賜され、真言密教を広めるための拠点道場ができました。鎮護国家・加持祈祷・病氣平癒・五穀豊穰など世俗的な願いを即時に実現するために祈祷が最も重視されました。

825年4月空海は東寺の講堂の建設に着手し、826年11月には東寺の五重塔の建設活動を始めました。

西新井大師の境内には、弘法大師(空海没後86年経って醍醐天皇より諡号^{しごう}を賜る)により、もたらされたとされる加持水の井戸があり、この井戸が本堂の西側にあったことから当地の地名である西新井の名の由来とされています。

資料によると空海は関東東方に足を延ばしたという記録はありませんでしたが、高名な十大弟子を筆頭に70人からの弟子がいたとされており、伝承が多く開山伝説や開湯伝説などが無数にあります。また、弘法大師が杖をつくと泉が湧き井戸や池になったという弘法水の伝承を持つ場所は日本全国で千数百件に上るとされています。

また、川崎大師創建は1128年で西新井大師創建後302年後のことでありました。

この歴史ある西新井大師のそばに西新井法人会があることは、大変有難いことです。私たち法人会会員もお護摩を焚いてもらい、商売繁盛、家内安全等をいつでも御祈願することができます。このことに地の利の御縁を感じております。

社業発展を願うには、ただ護摩を焚くだけでは叶いません。法人会の理念である、良き経営者になることが求められます。六波羅蜜(布施・自戒・忍辱・精進・禪定・智慧)の心がけをして、正しい納税をすることが、会社を強くしていきます。

精進して智慧を出し合い、法人会発展に努めていこうと思います。

このたび、前井上第4組織委員長の後任として就任させていただきました。ご指導・ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。



第45次会員増強運動について

第10代会長 安江 文博

一般社団法人西新井法人会会長の安江でございます。会員の皆様方におかれましては常日頃より法人会活動に対しましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

世間では新型コロナウイルス感染症の暗いニュースが多い中、1年遅れではありますが東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、大会を通して改めて人間の強さやスポーツの素晴らしさに気付く事が出来ました。又、我が国のメダル獲得数も過去最高に達したオリンピック・パラリンピックとなり、期間中は毎日明るいニュースが話題となっていました。

さて、当法人会の事業は殆どが会員皆様の協力で成り立つものばかりでございます。本年度も当初計画しておりました事業は、大部分が延期又は中止となってしまう、皆様の役に立つ情報や効果的な事業の推進が足止めされている状況下に有り、とても残念に思っております。

また、これから冬にかけて新型コロナウイルスは第6波が来ると言われており、中小企業を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。こうしたなか、当法人

会では例年通り10月1日より11月30日迄組織委員会を中心に会員増強運動に取り組んでおります。本年度の目標加入率は77%となっておりますが、この新型コロナウイルス禍の中、非常に厳しい会員増強運動になることは必至であり、本部・支部役員が一丸となって取り組み、目標加入率の達成に向け協力を賜りますようお願い申し上げます。令和3年3月末現在、稼働法人数7,111社、会員数5,350社、加入率75.2%で、退会の増加により低迷しております。本年度の目標加入率77%を達成する為には役員はもとより法人会会員の皆様とも連携を強めるなど、窓口も広げて会員増強運動を進めて参りたいと考えております。会員数5,000社以上の大規模法人会の中で、21年連続加入率第1位を維持しています事は皆様のご協力の賜であると思っております。その実績を維持し、従来の実績に恥じないよう気を引き締めて推進して参りたいと思っております。

そして、本年度も引き続き税務当局及び納税六団体の皆様に特段のご協力をいただきますようお願いいたします。結びに当たりまして会員皆様方のご事業益々の繁栄とご健勝を祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。



第45次会員増強運動月間にむけて

第8組織委員長 諏訪 法和

本年度も例年通り10月1日より11月30日迄の60日間、第45次会員増強運動月間が始まります。昨年同様にコロナ禍での会員増強運動月間となる見通しです。

現状に於いては新型コロナウイルス感染症の変異株が猛威を振るっており、21都道府県には「緊急事態宣言」、その他12県には「まん延防止等重点措置」が施行されていますが、それでも罹患者は世代を問わずに増え続けております。私たちは、先行き見えないこの状況に大きな不安や危機感を抱きながらも、どうにか乗り越えないといけません。乗り越える為には仲間を集め情報を共有し、少しでも有利に動くべきだと考えます。

このコロナ禍での会員増強運動は大変な事ではあり

ますが、法人会は異業種交流の代表的な場でありますので、各支部の役員様や会員の皆様には是非周りの方にも入会勧奨をしていただき、皆様とより良い情報を共有しつつ一致団結し、この状況を乗り越えていければと考えております。

また我々役員としてもこのコロナ禍でも出来る新しい会員増強運動の形を模索し、組織委員会で目標として設定した77%に向けて各組織委員長とも連携を図って参りますので皆様方も是非ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが新型コロナウイルス感染症の早期終息を願います。

令和3年度 「税を考える週間(11月11日～17日)」関連行事予定

主催団体名	日付	11月10日以前	11月11日～11月17日	11月18日以降
税理士会			11/14 税理士による税の無料相談会 【アリオ西新井】	
納 連				未定 中学生の「税についての作文」 展示 【場所：区庁舎内】 11/24 中学生の「税についての作文」 表彰式 【法人会館】 12/6～12 中学生の「税についての作文」 展示 【場所：アリオ西新井】 12/8 一日税務署長イベント 【西新井税務署】
青 申 会	10/29、11/11 納税六団体共催 街宣車による街頭広報 【管内各所】	10/27 署長 講演会 (法人会主催) 【法人会館】 9/28～29、10/4 消費税免税事業者説明会 【西新井青色申告会館】	10/29～11/17 納税六団体共催 広報物の配布 【団体事務局、金融機関等】 11/14 納税六団体共催 街頭広報(広報物の配布) 【アリオ西新井ほか】	
法 人 会		10/27 署長 講演会 (法人会主催) 【法人会館】	11/14 税金クイズ (法人会、間税会) 【参道広場】 11/15～16 年末調整説明会(年末調整の しかた等) (法人会、後援：青申会) 【法人会館】	11月中旬(中止) 「税に関する絵はがきコンクール」表彰式 【区庁舎2階ホール】 12/6～12 「税に関する絵はがき」展示 【場所：アリオ西新井】
間 税 会		10/25～ 歩道橋横断幕掲出 【環七西新井歩道橋】 11/4 「税の標語」コンクール発表式 【エル・ソフィア】		未定 「税の標語」展示 【場所：足立成和信金各支店】 12/6～12 「税の標語」展示 【場所：アリオ西新井】
酒 販 組 合				
税 務 署			11/11(中止) 納税表彰式 【法人会館】	

未使用タオル 回収協力のお願い



社会貢献委員会
委員長
松崎 顕治

社会貢献委員会では、毎年末12月に各支部ご協力のもと「未使用タオル」回収運動を実施し、回収後は取りまとめて社会福祉法人足立区社会福祉協議会を通じて区内社会福祉施設へ寄贈しております。本年も、12月14日まで支部の社会貢献委員が中心になり、回収を行う予定です。

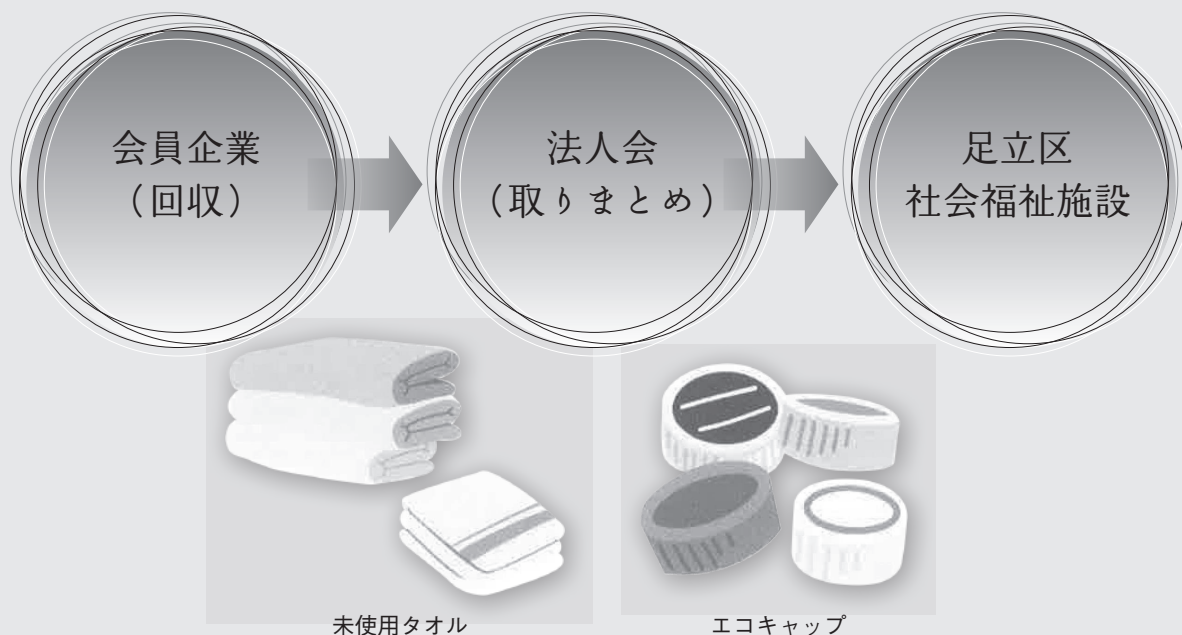
皆様の会社にあります「未使用タオル」を是非この機会に提供していただければ幸いに存じます。回収運動へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

尚、オールシーズン回収しているエコキャップについては、会員企業において回収箱を設置して回収し、洗浄・乾燥等を行った上で提出していただいております。

提出後は取りまとめて足立区役所計画課資源化推進係へ寄贈しております。

今後も会員皆様のご協力を賜り、活発な社会貢献活動に邁進して参りたいと存じます。

何卒宜しくお願い申し上げます。





専門知識を持ったスタッフが責任を持って担当させていただきます！

得洗隊

BODY COATING とくせんたい

とくせんたい足立店 ((株)東京ユーボス内)
〒121-0836 東京都足立区入谷5-15-13
営業時間 9:30~20:00

☎0120-117-899



低価格 迅速 丁寧

車のコーティング・クリーニングのことならプロにお任せ！

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

西新井税務署 法人課税第一部門
国税調査官 泉 琢也

消費税率の引上げに合わせて令和元年 10 月 1 日から軽減税率制度が実施されましたが、複数の税率に対応した経理を行うために、令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。また、導入に先立ちまして、適格請求書発行事業者の登録申請書の受付が令和 3 年 10 月 1 日から開始されました。

ここでは、適格請求書等保存方式の導入における、主な変更点と注意点について説明させていただきます。

1 仕入税額控除の要件の改正について

仕入税額控除の要件として、請求書等の保存が区分記載請求書等の保存から適格請求書発行事業者（税務署長に申請して登録を受けた課税事業者）が発行した適格請求書（いわゆるインボイス）等の保存に変更になります。そのため、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用ができなくなります。

ただし、「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置」により、免税事業者等からの仕入についても、免税事業者等から受領する区分請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存と、この経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存することで、制度開始後 6 年間は仕入税額相当額の一定割合※¹を仕入税額として控除することができます。

また、現行、「3 万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後はこれらの規定が廃止されます。

※¹

課税仕入れが行われた期間	控除可能割合
令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日	80%
令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日	50%

2 税額計算の方法の選択について

令和 5 年 10 月 1 日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択することになります。

注意点としましては、売上税額の計算で「割戻し計算」を選択しますと、仕入税額の計算で「積上げ計算」または「割戻し計算」のいずれかを選択できるのに対して、売上税額の計算で「積上げ計算」を選択しますと、仕入税額の計算は「積上げ計算」のみ適用可となります（図 1）。

また、売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

3 適格請求書の記載事項・記載の注意点

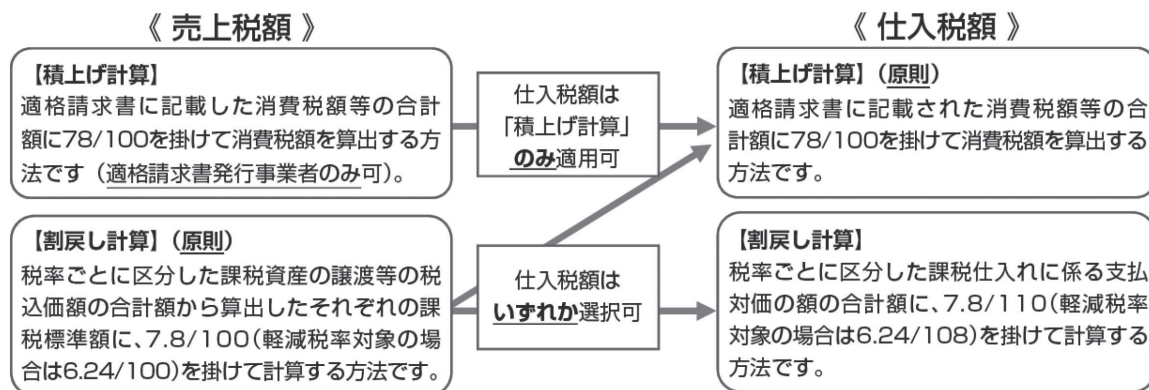
適格請求書には、現行の区分記載請求書の記載事項に加えて、新たに、①登録番号、②適用税率、③税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要項目※²となります。

ここでの注意点としましては、③の「税率ごとに区分した消費税額等」に端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに 1 回の端数処理を行います。すなわち、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません（図 2）。

※2 適格簡易請求書を交付する場合は①登録番号、②税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率の記載が必要項目となります。

※3 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」などの任意の方法で行うこととなります。

《図1》



《図2》

【認められる例】						【認められない例】					
請求書						請求書					
〇〇(株) 御中			〇年11月30日 (株)△△			〇〇(株) 御中			〇年11月30日 (株)△△		
請求金額（税込） 60,197円			(T123…)			請求金額（税込） 60,195円			(T123…)		
※は軽減税率対象						※は軽減税率対象					
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額	取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-	11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-	11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	-	11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	-	11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164	8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815	10%対象計				28,158	2,814
						合 算					

4 適格請求書発行事業者になるためには

ここまで、適格請求書等保存方式の導入における改正点及び注意点について説明してきましたが、適格請求書発行事業者になるためには、令和3年10月1日から開始される登録申請手続による登録を受けるこ

とが必要となります。登録は課税事業者が受けることができますが、登録を受けるかどうかは、事業者の任意となります。また免税事業者においても、登録申請手続等を行うことで適格請求書発行事業者になることができます。

上記以外にも、様々な注意点がございます。詳しくお知りになりたい方は国税庁のホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm> （国税庁：「特集 インボイス制度」）



令和3年以降の 年末調整等説明会 取りやめのお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の発現に伴い、社会全体がこれまでとは異なる「新たな日常」に向けて変化している中、行政についてもデジタル化を確実に進めていくことが重要となっており当局におきましても、各種事務のデジタル化を進め、更なる納税者利便の向上に取り組むこととしています。

こういった状況を踏まえ、今般、年末調整による情報提供体制についても見直しを図り、これまでの大規模集合方式による情報提供体制から、デジタル技術を駆使した情報提供体制（動画配信を中心とした「いつでも」「どこからでも」必要な情報を得られるような体制）とし、これまで実施していた年末調整等説明会については令和3年以降は実施しないこととしました。

源泉徴収義務者の皆様方には、本件につきまして何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

年末調整に関する各種情報を次頁に記載しております。



西新井税務署からのお知らせ



○ 国税庁ホームページの年末調整特集ページについて

年末調整に関する動画や年末調整関係の用紙など、年末調整に関する各種情報を掲載しています。

(ホームページアドレス <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)

○ 年末調整に関する動画について

年末調整の方法など、年末調整に関する動画を国税庁インターネット番組Web-Tax-TVに掲載しています。

○ 年末調整関係の用紙について

「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙は、国税庁ホームページに掲載していますので、そちらからダウンロードしてご利用いただけます。

○ e-Taxのご利用について

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムであり、徴収高計算書の提出は、税務署に行かなくても、自宅等からネットで提出(送信)できます。

また、ダイレクト納付をご利用いただくと、金融機関や税務署に出向く必要がなく、簡単・便利に納付を行うことができます(利用開始には届出が必要となります。)

徴収高計算書データの送信、ダイレクト納付には、電子証明書の登録は不要です。

詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。

また、「給与所得の源泉徴収票」は、eLTax(地方税ポータルシステム)を利用することで、「給与支払報告書」(市区町村へ提出するもの)も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご活用ください。

詳しくはeLTaxホームページをご確認ください。

経営者が、 重大疾病に かかった時の そなえを確保。



Jタイプ 【無配当重大疾病保障保険】
(無解約払戻金型)

Jタイプα 【無配当重大疾病保障保険】
(解約払戻金抑制割合指定型)

がんステージ限定型Jタイプ 【無配当重大疾病保障保険】
(がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型) **は、
重大疾病による就業不能リスクから企業を守ります！**
(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)

ポイント 1

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント 2

万一の際、

・Jタイプαは、お亡くなりになった日の解約払戻金と同額の死亡給付金をお支払いします。(解約払戻金のあるプランにご加入の場合。)

・Jタイプ、がんステージ限定型Jタイプは、お亡くなりになった場合の保障はありません。

ポイント 3

約款所定の高度障がい状態または不慮の事故による身体障がい状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

[Jタイプ・Jタイプα・がんステージ限定型Jタイプ]

・この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金はありません。

[Jタイプα]

・重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

・解約払戻金(死亡給付金)は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減少し、満了時にはゼロになります。また、解約払戻金(死亡給付金)はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。

・解約払戻金・保険料は、契約時に指定する解約払戻金抑制割合(0~100%)に応じて決定されます。100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなり、保険料は最も安くなります。0%に指定した場合、解約払戻金・保険料ともに最も高くなります。解約払戻金抑制割合は契約時にのみ指定可能で、保険期間中に変更することはできません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「がん・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなることがあります。

◎この資料の記載内容は、2021年3月現在の商品内容・税制に基づいており、将来変更となる可能性があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社

上野支社/

東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)

TEL 03-3831-7050

F-2020-1006(2021年3月4日)

(一社) 西新井法人会簡易保険会からのお知らせ

現在取扱中の簡易保険（旧・郵政公社発行）につきまして、決済システム変更等により、令和4年4月1日から全て(株)かんぽ生命保険に取扱いが移行されますのでご案内申し上げます。



わかばケアセンター

WAKABA
居宅介護支援・訪問介護・デイサービス

地域密着の介護ネットワーク

足立区内に8拠点の
安心サポート体制



■事業所一覧

- デイサービスわかば
- わかばケアセンター五反野
- わかばケアセンター大谷田
- わかばケアセンター六町
- わかばケアセンター扇
- わかばケアセンター竹の塚
- わかばケアセンター綾瀬
- わかばケアセンター西新井
- わかばケアセンター伊興

わかばケアセンター
www.wakaba-care.co.jp

介護に関する悩みなど、お気軽にご相談ください。
TEL 03-5809-6202

初心者の方、経験者の方、どちらも歓迎!!



GOLE SCHOOL & GOLF SHOP

インドアゴルフスクール / ゴルフショップ
シャフト、グリップ交換

定休日 / 火曜日
東京都足立区谷在家 2-12-3 **TEL. 03-5837-4344**



ワールド観光バス(株)

平成23年、公益社団法人日本バス協会は[SAFETY BUS]
〈貸切バス事業者安全性評価認定制度〉をスタートさせました。
厳しい条件を満たした会社だけに[SAFETY BUS]が発行されます。
きめこまやかな社員教育で安心、安全、快適な
バスの旅を提供する為に取り組んでいます。

当社にも23年12月、認定証番号 11-0207 で
シンボルマークのステッカーが交付されました!

小型バスから～大型バスまで



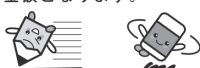
本 社 〒123-0862 東京都足立区皿沼1-13-3
電 話 03(3897)2809 FAX 03(3897)2830
営業所 東京・品川・埼玉・神奈川
ホームページ <http://www.worldbus.co.jp/>

『西新井法人会報』 広告募集!



掲載料金・スペース		
一 枠	(天地 50mm×左右 83mm)	¥10,000 [1回]
二 枠	(天地 50mm×左右175mm)	¥20,000 [1回]
A4 タテ (天地297mm× 左右210mm)		¥100,000 [1回]

※掲載は、4回単位になります。
※掲載に関しては、広報委員会において、広告内容を審議した上で、掲載を決定致します。
※左記は全て消費税込みの金額となります。





AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ



法人会のビジネスガード
Business Guard Series

会員企業をサポートする AIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災(業務災害総合保険)

会社で入る医療補償

ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える

スマートプロテクト(総合事業者保険)

地域社会に貢献する

ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険

STARS(事業総合賠償責任保険)

火災と地震災害に備える

プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険+
財物損害補償特約+
地震・噴火危険補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応

情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える

MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)

飲食物品・化粧品のリコール時に発生する様々な費用を補償

CPI(生産物品質保険・CPI限定型)

海外進出企業向けサポートプラン
ワールドリスク

WorldRisk

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。
2018年1月時点の内容です。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

東京第二プロチャネル営業部

〒163-0814

東京都新宿区西新宿2-4-1

TEL. 03-6894-9087 FAX. 03-6894-9922

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(B-180010 2020-01)

さくら観光バス株式会社
～記憶に残る旅のお手伝い～
東京営業所

大型観光バス 8 台保有
36 席 × 1 台 夜行移動に最適 !!
40 席 × 4 台 少し余裕を持った座席間隔
45 席 × 3 台 サロン席ならやっぱりこれ !!
※全車充電用コンセント / Free Wi-Fi 搭載

〒121-0831
東京都足立区舎人 1-21-15
TEL: 03-5647-6139
FAX: 03-5647-6539
E-mail: info-t@sakura-kankou.jp



一字を大切にしています。

- 取材、原稿整理、校正、レイアウトから印刷・製本・発送まで。
- 出版業務では、東販・日販などを通じての全国書店販売も承っております。
- 小説、評論、自分史、会社記念史、学校記念史、各種報告書、各種カタログ、社内報、地域報など。

株式会社のべる出版企画 ☎03-3896-6506
〒123-0864 東京都足立区鹿浜 3-4-22 のべるリージョン 2F
<http://www.novelsyuppan.com>
Email: novel-syuppan@nifty.com

原稿作成、出版、印刷、校正、レイアウトのことなら、
のべる におまかせください。

法人会の
1日人間ドック型式
生活習慣病健診

くわしい内容等は、ご案内(封書)を
発送いたしますのでご参照下さい。

一般財団法人 全日本労働福祉協会 渉外部
東京支部 〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18
TEL (03) 5767-1714 (直通)




小規模事業者の強い味方!
マル経融資 (小規模事業者) 経営改善資金

マル経融資は商工会議所が、日本政策金融公庫に
推薦する無担保・無保証人の公的融資制度です。
詳しくは下記へご連絡ください。

※会員、非会員問わず利用できます。
※その他、無料で税務・法律相談も実施しております。

お問い合わせ **東京商工会議所足立支部**
☎ 3881-9200



区民葬・互助会葬より 低価格!
テレビでおなじみ「安心プラン」でのご葬儀!!
1日葬 198,000円からのプランをご用意しております。

日本典礼 西新井会館ご案内図

日本典礼 イメージキャラクター 浅香光代 先生

西新井会館へのご案内

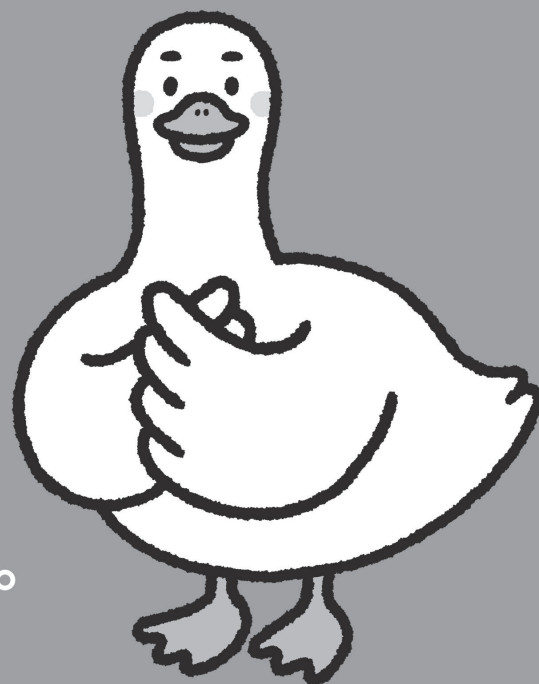
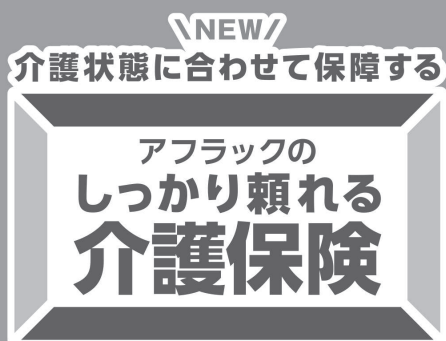
- お車
 - 環七江北陸橋より尾久橋通り北へ約3分
 - 首都高速川口線扇大橋 足立入谷より約10分
- 電車・バス
 - 舎人ライナー西新井大師駅 西口より徒歩2分
 - 東武伊勢崎線西新井駅西口より
 - 東武バス血沼循環 国際興業バス 赤羽駅東口行き
 - 東武バス 鹿浜都市農業公園行き
 - 西新井大師駅 下車徒歩約1分

0120-210-500
年中無休 24時間対応・相談無料
弊社のホームページで詳しく
ご紹介しております。

日本典礼 検索




法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。



今からはじめましょう。
アフラックから、
しっかり頼れる介護保険、誕生。

人生100年時代、備えておきたい介護へのリスク
公的介護保険制度に連動したシンプルでわかりやすい保障

特長1 要介護1以上に認定された場合、一時金をお支払いします

特長2 要介護3以上に認定されている場合、介護年金をお支払いします

特長3 要介護1以上に認定された場合、以後の保険料のお払込みは不要です

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。
Aflac アフラック
東京第三支社 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和2年版 インシュアランス生命保険統計号

P21069 AFツール-2021-0111-2109026 7月16日

消費税の総額表示義務について

2021年3月の時点では、お店によって値札の「税抜価格」と税込価格が混在していました。

しかし、4月からすべての商品やサービスの価格について、税込の価格を表示する「総額表示」に統一されました。他のお店よりも安い！と飛び付いた商品のはずが、いざ支払時に思ったより高い金額にびっくり。値札に「※価格は全て税抜価格です」と小さな文字が・・・

なんて経験がある人もいないのでしょうか？

このようなガッカリを防ぐためのルールが「総額表示義務」です。

「総額表示」とは、店頭で値札や広告などに価格を表示する場合に、消費税の金額を含めた支払うべき全ての価格を表示することをいいます。

税抜価格表示では、レジで金額が確定するまでいくら支払えばよいのかわかりづらく、お店によって税抜・税込の表記が違う3月までの環境では、同じ商品の価格の比較時も手間がかかりました。

例えば同じ商品でも

Aストア・・・「110円＋税」

Bストア・・・「118円(税抜108円)」

と表示されていた場合、どちらが安いのか瞬時に判断するのはなかなか難しいものです。

「総額表示」は、消費税を含む支払うべき全ての金額を表示することで、商品やサービスの選択をスムーズにするための、どちらかというと、消費者に寄り添った措置だといえます。

「総額表示義務」では、消費者が支払うべき全ての金額を表示していれば、他の表記も併記することができるようになっていきます。税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

【例】税込価格11,000円(消費税率10%)の場合の記載例

- ・11,000円
- ・11,000円(税込)
- ・11,000円(税抜価格10,000円)
- ・11,000円(うち消費税等1,000円)
- ・11,000円(税抜価格10,000円、消費税等1,000円)
- ・11,000円(税抜価格10,000円、消費税率10%)
- ・11,000円(税込価格11,000円)

のように様々な価格表示方法が可能です。

売手、買手ともにスムーズに売買が行えるよう適切な表示方法が必要となっています。



東京税理士会西新井支部

税理士●田中 公健

“足立区唯一の葬儀設備”が整っている

 **足立鹿濱會館葬儀社**

足立区の葬儀屋唯一の葬儀設備・式場を持つ葬儀社です。

葬儀、密葬、家族葬、社葬、自由葬、音楽葬、神式葬、キリスト教などのお葬式。

谷塚斎場、町屋斎場など火葬場や集会場、自宅、家での葬式。

あせらず、慌てず。まずはご相談ください。ご葬儀のプロが24時間対応致します。

ご安心ください。信頼できるご葬儀の全てを安心の価格でお手伝い致します。

また、「葬儀ローン」も取り扱っていますので、ご相談ください。

24時間いざというときの為に

0120-084-622

お気軽にお電話ください。

内閣府認定 NPO 法人全国葬送支援協議会 東京本部指定葬儀社

 **足立鹿濱會館葬儀社**

足立区鹿浜 6-37-1 (鳩ヶ谷街道沿い・皿沼交番前)

- 家族・親族様の宿泊施設完備●宗教宗派を問わず、どなたでもご利用できます
- 霊安室完備 (ご自宅に安置できない方、病院から直接安置できます)

ホームページ <http://www.adachi-sk.co.jp>

都税事務所からのお知らせ

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

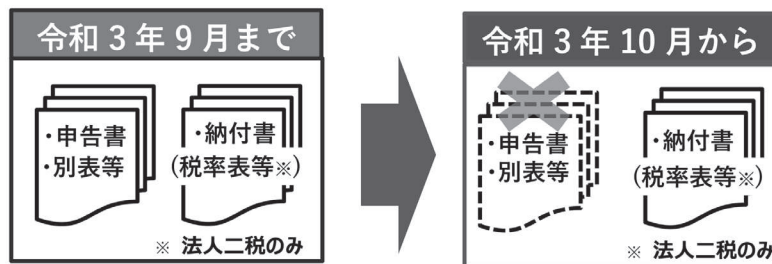
令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の同封を取りやめました。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時 期 令和3年10月送付分から

対象者 電子申告利用事業者
（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

変更点 申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。
（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）



●申告書、別表は東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）からダウンロードできます。

●電子申告利用の手続については、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

【お問合せ先】（（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班 （事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班）

1 時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の **法律相談**



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。

TEL：03-3357-0771（土・日・祝日を除く午前9時～午後4時）

- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。

- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。

- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。

- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。）

3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所（令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更）

港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号

TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分

東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分

JR「新橋」駅（鳥森口）徒歩7分

6. その他

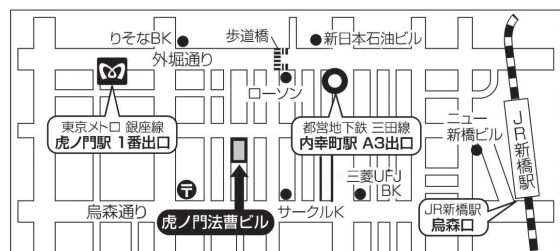
- 無料相談時間は1時間までです。

（東京法人会連合会が負担します。）

- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。

- 料金は延長30分ごとに、5,000円（別途消費税）です。

その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 （一社）東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

高齢者の自転車事故多発中!!



令和2年中、自転車の交通事故で34人の方が亡くなっています。
そのうち、信号無視などの違反で亡くなった方が21人いました。

約7割近くにルール違反!!



※この画像はスタントマンによる実験風景であり、実際の交通事故ではありません。

信号無視



一時不停止



右側通行



自転車は車両の仲間です。交通ルールを守り、事故の被害者、加害者にならないよう、交通事故防止に気をつけて運転をしましょう!!
連絡先:西新井警察署交通課 TEL 03-3852-0110 内線(4112)

新しい日常に対応した訓練スタイルネットで自衛消防訓練

東京消防庁ホームページの電子学習室に「ネットで自衛消防訓練」を公開しています。「いつでも」、「どこでも」、「ひとりでも」をコンセプトに、集合せずに実施できる方法です。事業所の防火防災の安全対策にご活用ください。



火災が発生した時の自衛消防隊の基本的な活動をストーリー仕立てで解説します。



火災通報装置

小規模社会福祉施設特有の火災通報装置による自動通報や自力での避難が困難な人の搬送方法について解説します。



火災発生時に使用する消防用設備の取扱い要領や使用時の注意点を解説します。



いつでも・どこでも・ひとりでも 動画でできる
ネットで自衛消防訓練
日本語・英語・中国語(繁体字・簡体字)・韓国語で公開中

東京消防庁
TOKYO FIRE DEPARTMENT



公益財団法人
東京防災救急協会
TOKYO BAIKYO KAI



119番
緊急通報



119番
緊急通報

西新井消防署ホームページ「西新井消防」で検索(QRコードからも検索できます)

西新井消防署 TEL 3853-0119 大師前出張所 TEL 3886-0119

上沼田出張所 TEL 3855-0119 本木出張所 TEL 3889-0119

舎人出張所 TEL 3856-0119



(西新井消防署HP)

催しものインフォメーション

11月		
日付	内容	場所
4日(木)	理事会	法人会館
11日(木)	財務委員会	法人会館
15日(月)	源泉部会会議	法人会館
16日(火)	女性部会	法人会館
24日(水)	広報委員会	法人会館
25日(木)	組織委員会	法人会館

12月		
日付	内容	場所
15日(水)	未使用タオル寄贈 社会貢献委員会主催	足立区 社会福祉協議会
未定	厚生委員会会議	未定
未定	青年部会会議	未定
未定	女性部会会議	未定

※コロナウイルスにより、多くのイベントや会議が中止又は延期せざるを得なくなりました。
まだこの様な事が続くと思われますので、延期になった際にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。

御存知ですか？ こんな有意義な説明会が、行なわれています。

決算法人説明会

法人税、消費税の決算時のチェックポイントを
東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

★受講料、テキスト代は無料です。★

月日	時間	場所
12月16日(木)	14:00～16:00	法人会館

新設法人説明会

法人設立時の税務手続、源泉徴収のしかた、
及び消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

★受講料、テキスト代は無料です。★

月日	時間	場所
11月18日(木)	14:00～16:00	法人会館
1月13日(木)	14:00～16:00	法人会館

※上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください※

表紙のことば Vol.264

大内宿

大内宿は、福島県南会津郡下郷町大字大内にあります。
江戸時代における会津西街道(別称:下野街道)の「半農半宿」
の宿場です。明治期の鉄道開通に伴い宿場としての地位を
失いましたが、茅葺屋根の民家が街道沿いに建ち並ぶ同集
落の通称、あるいは観光地名として現在も受け継がれてい
ます。1981年に重要伝統的建造物群保存地区として選定さ
れました。写真は街道の突き当りの、小高い丘から撮影し
たものです。

(梅田第一支部 永田 一雄)

編集後記

みんなちがって、みんないい

「ねえ、寝る時その腕じゃまじゃないの？」サリドマイド
被害者のIさんと一緒に食事をした時の質問でした。腕がな
いのが当たり前には、私の2本の腕はとても邪魔そうに
みえたようです。40年以上前の話です。自分にとっての当
たり前が誰かの当たり前ではないことを常に意識してい
たら、全ての人に住みやすい「共生社会」が作れるのと思
います。

(宮城支部 広報委員 西村 悦子)

法人会員の税務無料相談室

法人会では、東京税理士会西新井支部において、会員のあらゆる税
の相談、記帳指導の相談室を開設いたしております。お気軽にご利用ください。
毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。
あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション103号
東京税理士会西新井支部(西新井税務署隣り)
TEL 03(3889)4608～9

第264号
発行

編集
印刷所

令和3年11月5日
一般社団法人 西新井法人会
足立区栗原三丁目10-16
TEL 03(3852)2511
<http://www.tohoren.or.jp/nishiarai/>
広報委員会
株式会社トーコロ
東京都足立区梅島二丁目32-9
TEL 03(3852)1211



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。



DAIDO 大同生命保険株式会社

上野支社/
東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)
TEL 03-3831-7050

AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9087

SINCE
1970

不動産の
プロフェッショナルとして
最適な
ライフステージを
ご提供



No.15ビル



No.10ビル



No.11ビル



No.12ビル



No.13ビル



まさひろ商事不動産本社ビル

賃貸

売買

事業用

管理

不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



masahiro
東京都知事(8)第51188号

地域密着経営。足立区の不動産のことなら

まさひろ商事不動産(株)

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F

03-3890-8314